

地方公共団体金融機構 平成28年度業務概要

- 1 平成28年度の貸付予定について 1
- 2 平成28年度地方支援業務について 2
- 3 地方金融機構債について 4
- 4 平成28年度における公庫債権金利変動準備金
の国への帰属について 5

※ 平成28年度の予算、事業計画等については、平成28年3月に開催予定の
代表者会議において決定します。



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

<http://www.jfm.go.jp/>

平成28年度の貸付予定について

■ 平成28年度地方債計画における機構資金

平成28年度地方債計画における機構資金は、1兆8,162億円

(単位：億円)

区分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増減額 (C) = (A) - (B)	増減率 (C) / (B)
機構資金	18,162	19,710	▲1,548	▲7.9%
〔内訳〕				
一般会計債	5,007	5,613	▲606	▲10.8%
公営企業債	7,583	7,640	▲57	▲0.7%
被災施設借換債	4	15	▲11	▲73.3%
臨時財政対策債	5,568	6,442	▲874	▲13.6%

※ 平成27年度及び平成28年度の地方債計画は通常収支分及び東日本大震災分の計である。

■ 平成28年度の貸付計画額について

(単位：億円)

	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増減額 (C) = (A) - (B)	増減率 (C) / (B)
貸付計画額	16,900	18,300	▲1,400	▲7.7%

(参考) 貸付利率実績

償還年限30年 (5年据置) 固定金利の場合	平成27年度					＜参考＞ 利率見直し 方式(10年 ごと見直し) の場合	
	8/24	9/18	10/28	11/25	12/22		
機構資金 利率改定日	~	8/24	9/18	10/28	11/25	12/22	12/22
機構資金利率 (機構特利)	~	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	0.30%
財政融資資金利率	~	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	0.30%

※ 機構資金の貸付利率は、機構への改組以来、財政融資資金と同等

平成28年度 地方支援業務について

地方公共団体金融機構では、債券市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、自治体が民間金融機関等からの資金調達等を効率的かつ効果的に行うために、自治体のニーズに合わせて地方支援業務を実施しています。地方支援業務は、現在、「人材育成」、「実務支援」、「調査研究」、「情報発信」の4つの業務をサービスの柱と位置付けています。

人材育成

1. 出前講座

地方自治体の要望に応じ、講師が自治体にお伺いして、金利や借入交渉などに関する講義を行います。

【出前講座の特徴】

- ・講師、アドバイザーに係る旅費や謝金は必要ありません（機構で負担します。）。
- ・講義内容は、ご要望に応じて調整します。
- ・開催日程や時間はご希望に合わせて調整します。
- ・受講人数の多少は問いません。
- ・何回でもご利用いただけます。

2. 資金調達入門研修

初めて資金調達業務に携わる職員を対象として、資金調達に係る基本的な事項（財政制度編と金融編）の研修を実施します。

<開催時期>春頃（5ヶ所）、秋頃（2ヶ所）※詳細は別途ご案内します。

3. 資金運用入門研修

初めて資金運用業務に携わる職員を対象として、資金運用に係る基本的な事項（関係法令・債券運用の基礎等）の研修を実施します。

<開催時期>夏頃（1ヶ所）、秋頃（2ヶ所）※詳細は別途ご案内します。

4. 宿泊型研修

自治体の職員が最適な資金調達等を実現するうえで必要不可欠な金融知識を習得するための研修を実施します。

①『資金調達・運用戦略の基本』

〔場所〕市町村職員中央研修所（千葉県：JAMP）

〔日程〕平成28年7月11日（月）～7月13日（水）《2泊3日》

②『自治体ファイナンス基礎講座～よりよい資金調達・運用を目指して～』

〔場所〕全国市町村国際文化研修所（滋賀県：JIAM）

〔日程〕平成28年9月27日（火）～9月30日（金）《3泊4日》

5. JFM地方自治体財政セミナー（新規）

先進的な取り組みを行っている自治体からの報告、制度官庁からの制度等の解説、有識者による講演又は金融機関等からの報告等を織り込んだセミナーを開催します。

※詳細は別途ご案内します。

実務支援

1. 自治体ファイナンス・アドバイザーによる助言
金融の専門知識や経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが、自治体の資金調達等における課題や疑問の解決に向け、電話・メール・団体への訪問により、専門的なアドバイスを提供します。
2. 専門家派遣
都道府県等が開催する市区町村等を対象とした研修会等に対し、公認会計士等の専門家を派遣し、自治体の各種新制度への円滑な移行をサポートします。
 - ① 地方公営企業会計適用拡大支援、経営戦略策定支援（拡充）
新たに地方公営企業会計制度を適用する際に生じる疑問等や経営戦略を策定する際に生じる疑問等を解消するため、都道府県が主催する市区町村等を対象とした研修会等に専門家（公認会計士）を派遣し、実務面でのサポートを実施します（支援回数等の充実）。
 - ② 地方公会計制度に係る統一的な基準導入支援
新たな地方公会計制度を導入する際に生じる疑問等を解消するため、都道府県が主催する市区町村等を対象とした研修会等に専門家（公認会計士）を派遣し、実務面でのサポートを実施します。
3. 地方公会計標準システム導入支援事業
地方公会計の整備促進のために行う地方公会計システムの開発に関し、同システムの開発を行う地方公共団体情報システム機構への支援を行います。

調査研究

1. 研究者、シンクタンク等との連携強化を図りつつ、自治体の資金調達等に関する業務向上に資するテーマについて、調査研究を実施し、その成果を蓄積・活用するとともに、地方自治体に提供します。
2. 諸外国の地方公共団体向け金融機関に関する調査を実施し、資金調達に係るより効果的な自治体への支援のあり方等の検討を行います。

情報発信

1. 地方公共団体が資金調達等を行う際に役立つ金融知識、他団体の参考事例及び金融データなどを提供します。
（例）学習用テキスト、Eラーニング、お役立ちレポート、主要経済指標一覧
2. 地方公共団体ファイナンス表彰の実施
資金調達等に関して、工夫をして取り組んでいる地方公共団体を表彰することにより、地方公共団体の資金担当職員等の意識向上を図るとともに、その取組事例を全国の地方公共団体に対し広く周知を図ることにより、地方公共団体全体のより良い資金調達等につなげます。

<お問い合わせ先>

地方支援部調査企画課・ファイナンス支援課

TEL : 03-3539-2676

E-Mail : chihoushien@jfm.go.jp

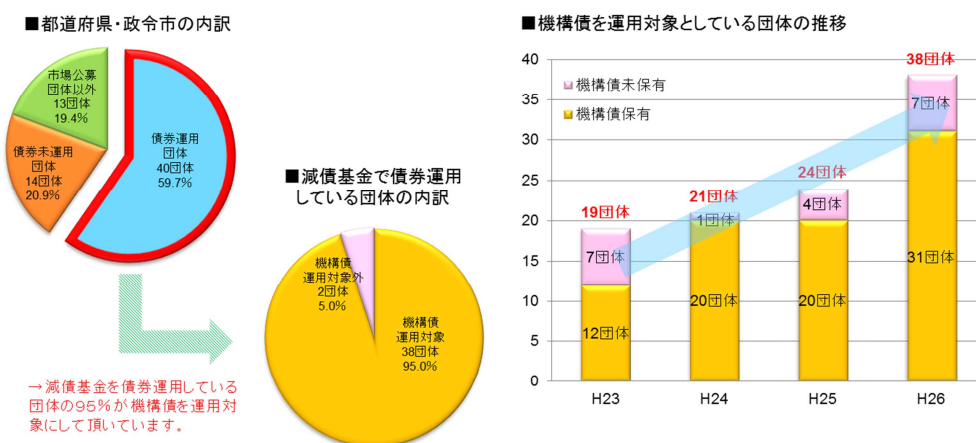
H P : <http://www.jfm.go.jp/support/index.html>

地方金融機構債について

■地方公共団体による地方金融機構債の活用状況について

- 地方公共団体への貸付債権を裏付けとする地方金融機構の発行する債券は、極めて信用力が高く、減債基金等の積立金の運用に当たって安全で有利な運用手段です。
※ 機構債の格付けは、国債と同じ国内最高水準の格付けです。
- 5年債、10年債、20年債のほか、市場のニーズに応じて機動的に発行するスポット債や、運用期間のニーズに応じて発行するメニュー（FLIP）もあり、地方公共団体における多様な運用ニーズに対応しています（平成27年度国内公募債発行見込額：7,000億円程度）。
※ FLIP…投資家ニーズに応じて年限（2～40年）や発行額（30億円以上）を設定して発行する地方金融機構独自の債券。
- 市場公募団体（都道府県・政令指定都市67団体中54団体）で、減債基金で債券運用している40団体のうち、95%に当たる38団体が運用方針上、機構債を購入可能としています。また、38団体のうち31団体に機構債を保有していただいています。

＜「減債基金等の運用に係るアンケート」（平成26年7月時点）より＞



- 都道府県・政令市のみならず、一般の市町村でも機構債を購入する団体が多数存在し、地方公共団体による機構債購入額は増加傾向にあります。

平成27年度においては、12月末までに国内公募債発行額のうち、約1/4を地方公共団体（のべ180団体超）に購入※いただいています。 ※ 推計値

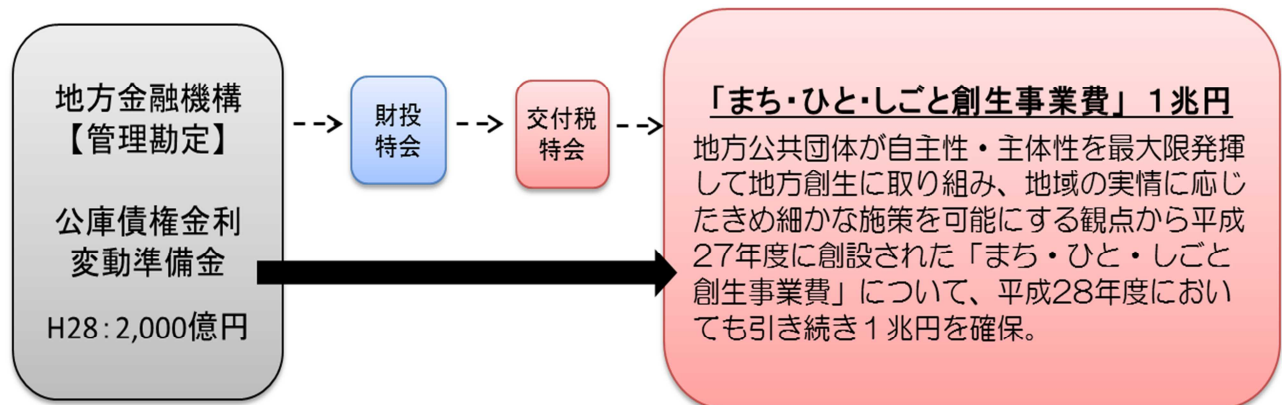
主な事例

- A市、B県など：減債基金の運用のため、国債や地方債より利回りが高い機構債を購入。
- C市：ラダー型ポートフォリオの運用の中で、FLIPのメニューを活用。
- D町：機構債はリスクウェイト10%だが、貸付対象が地方公共団体に限定されていることから、信用リスクは地方債に準じるものとして取り扱うよう内規を改正。
- E村：基金の運用方針を改正し、機構債を運用対象債券として明記。

平成 28 年度における公庫債権金利変動準備金の国への帰属について

○ 地方公共団体金融機構法附則第 14 条に基づき、平成 28 年度において、公庫債権金利変動準備金の一部 2,000 億円を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ、まち・ひと・しごと創生事業費の財源として活用。

※ 平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で総額 6,000 億円以内を国に帰属させる予定であり、平成 27 年度は 3,000 億円を国に帰属させた。



【参照条文】

地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）（抄）

附 則

（公庫債権金利変動準備金等の帰属）

第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。